

令和7年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

令和7年2月27日瑞穂町教育委員会第2回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 白石 渚 君 ・ 3番 村上 豊子 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 2人

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第2号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町非常勤

		特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
日程第4	議案第3号	瑞穂町立学校情報機器整備事業に係る計画について
日程第5	議案第4号	第四次瑞穂町子ども読書活動推進計画について
日程第6	報告事項1	臨時代理の報告について（令和6年度一般会計補正予算（第11号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）
日程第7	議案第5号	令和6年度一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第8	議案第6号	令和7年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時00分

大井教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年瑞穂町教育委員会第2回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、2番、白石委員を指名いたします。

日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙、記載のとおりでございます。何かご質問はございませんでしょうか。

（「質問なし」の声）

大井教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

日程第3、議案第2号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。教育部

長より説明を求めます。

教育部長

議案第2号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の改正のうち教育に関する事務について意見を求められたので、本案を提出するものです。

1枚おめくりください。西多摩医師会が人事院勧告に基づき学校医、学校歯科医、学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医の報酬額の増額を要望し、同医師会との協議の結果、学校医等の報酬を同医師会の要望どおり増額することが妥当と判断できるため改正を行うものです。

1枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。学校医の年額773,280円を794,640円に、学校歯科医、学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医の年額512,640円を526,800円にそれぞれ改定するものです。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員

報酬費用についての話とは少し趣旨が違うかもしれませんが、学校医等の方々は、児童・生徒の健康のためにいろいろと働いていただいているのですが、例えば、コロナだったり、インフルエンザだったり、いろいろな病気が流行したりする場合に、学校医等から学校に対して情報提供などがあるのかどうか。もし、そういうことがあまりないのであれば、連携を密にしていきたいと思います。

学校教育課長

学校医につきましては、通常健康診断ですとか、運動会、宿泊を伴う行事の際、健康診断等を行ったりしています。また、季節性のインフルエンザ等が流行したときに学級閉鎖にするとか、そういった相談を随時行っているというところで、協力体制はしっかりと整っているところです。また、学校医から何か情報があれば、適宜連絡をいただく流れはありますが、基本的には学校側からインフルエンザや他の感染症の流行について相談したりするのが、主に行っているところです。

村上委員

相談体制ができているということで、非常にありがたいことと思います。

日野委員

今の話の中で、学校では、学校保健委員会を開いて、いろいろな情報等を共有していたと思います。

大井教育長 ほかにご質疑ございませんか。ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第2号に対する討論を行います。

（「討論なし」の声）

大井教育長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第2号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり可決されました。
日程第4、議案第3号、瑞穂町立学校情報機器整備事業に係る計画についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第3号につきましては、文部科学省が定めた「GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領」に基づき、公立学校情報機器整備事業に係る各種計画を策定する必要があるため、本案を提出するものです。
詳しくは、学校教育課長が説明します。

学校教育課長 説明いたします。国が定める「GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領」では、令和6年度に学習用コンピュータの整備または更新を行う自治体は、原則として補助の申請時まで、令和7年度以降にこれを行う自治体は、令和6年度末までに計画を策定し、公表することを、国の補助を受けるための要件としています。瑞穂町では、現在のリース期間の関係から、令和8年2月までに更新することが必要になりますので、今回、この計画を上程するものです。

それでは、各計画について説明いたします。1枚おめくりください。

一つ目が、ネットワーク整備計画です。この計画には、端末を日常的に利活用することが可能な通信帯域

の確保に向けた計画を記載することになっています。必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合、今後のネットワーク環境の改善についてを記載しています。町では、国が定める推奨帯域を全校が確保できています。ただし、学校へのヒアリングによると、全クラス同時に接続すると、接続が不安定になる、同じフロアで多台数接続すると、接続が不安定になる、特定の教室において接続が不安定である等の課題があり、引き続き調査を行うとともに、各教室のアクセスポイントの更新を検討していくこととしました。

1枚おめくりください。二つ目は、校務DX計画、DXはデジタルトランスフォーメーションのことです。この計画には、校務系、学習系ネットワークの統合と、次世代の校務支援システムの整備や、教育委員会及び学校が教育DXを推進する際に取り組むことがのぞましい項目を実現するうえで、障害となる課題や解決策を記載することになっています。町では、紙ベースでの会議や業務、校務系と学習系のデータ連携、教職員の校務場所が職員室や保健室等に限定されている等の課題があります。これらを解決するために、記載の三つの施策を進めます。

1、ゼロトラストに基づいた校務系ネットワークと学習系のネットワークの統合ですが、現状では、セキュリティのために校務系と学習系のネットワークを分離させて整備しています。分離しているのでセキュリティは高いのですが、校務系と学習系のデータの共有にはUSBメモリが必要という課題があることから、ゼロトラストに基づいた校務系ネットワークと学習系ネットワークの統合を進めます。

2、教職員の勤務場所のロケーションフリー化です。現行のシステムはプライベートクラウド上で運用しているため、一部の管理諸室からしかアクセスできないので、更新の際には、パブリッククラウド上での運用とし、教職員の勤務場所のロケーションフリー化により効率化を図ります。

3、クラウドツールの活用、FAXでのやり取りや押印の見直しによるペーパーレス化は、まず、クラウドツールの活用により、教職員の事務負担軽減、コミュニケーションの迅速化を進めます。また、FAXでのやり取りや押印の見直しにより業務の効率化及びペーパーレス化を図ります。

1枚おめくりください。3つ目の計画は「1人1台端末の利活用に係る計画」です。計画に盛り込むべき

事項は、記載の1から3、裏面になります。

まず、1、1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿では、児童・生徒に1人1台配備した学習用タブレット端末と学習支援ソフトやデジタル教材を効果的に活用し、一斉学習、個別学習、協働学習など様々な場面での情報収集や課題解決、意見の共有を通して情報活用能力の育成を図ります。具体的には、学習用タブレット端末を日常的に活用し、1人1人の興味・関心や学習定着度に応じた課題に取り組む「個別最適な学び」や学習支援ソフト等を活用し、自分の考えや表現、学習記録をグループや学級全体で共有し、対話的に学び合う「協働的な学び」の充実を目指します。

続いて、2、GIGA第1期の総括ですが、GIGAの第1期は、令和6年度から始まっている学習用タブレット端末の更新以前のことを指します。瑞穂町では令和3年3月から令和8年2月までとなります。これは、タブレットのリース期間と同じです。総括としては、教育委員会では、機器の導入当初から、学びの実践のための取組として、教員が学習用タブレット端末を日常的に活用し、より効果的な授業を展開できるよう、ICT機器活用についての知識・技能、ICT機器を活用した授業実践について、教員向け研修会を継続的に実践してきました。具体的には、各校から1名、ICT教育を推進する教員を任命し、リーダーによる集合型研修やICT機器を活用した研究授業の公開、学習の見通しがもちにくい児童・生徒に画像や映像を学習用タブレット端末で示すことで、児童・生徒の理解を促したり、安心感を持たせるとともに、不登校等の児童・生徒には、オンラインでの授業を実施することで、どこでも子どもが安心して学べる「誰一人取り残さない」教育の実現の1つとして活用してきました。

一方で、端末の起動時間や操作性、通信ネットワークとの円滑な接続や故障の多さ、学習支援ソフトの未導入を背景に、学習用タブレット端末を活用した「協働的な学び」については、学校や教員ごとに差異が見られるなどが課題でした。

このことからGIGA第2期では、堅牢性に優れ、故障率が低く操作性に優れた端末を選定し、十分な予備端末を各校に配備すること、通信ネットワークの整備について、引き続き更なる改善に努めること、「協働的な学び」の推進では、共有ツールの実践的な活用事例の研究を実施し、取組内容を各校で共有すると

もに、学習支援ソフトを活用して、学習用タブレット端末を利活用していきます。

次に、3、1人1台端末の利活用方策です。児童・生徒の「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のために、1人1台端末の環境整備に取り組んでいきます。具体的には、記載の(1)から(7)の内容になります。

(1)「個別最適な学びの推進」では、AI型学習ドリルの導入として、より一層個別化された学習支援を実現します。また、データ分析の強化として、学習データの収集と分析を通じて、学習成果の可視化や課題の改善点を特定し、個別対応の質を向上させます。

(2)「協働的な学びの推進」は、学習支援ソフトの導入と活用として、教育専用の学習支援ソフトを導入し、グループ活動やプロジェクト学習を促進します。グループプロジェクトの促進として、学習用タブレット端末を利用してリアルタイムで共同作業を行う環境を整備するとともに、共同編集機能を活用し、グループ内での意見交換などをサポートします。また、フィードバックの機会の提供として、グループ活動の結果を全体で共有し、教師や仲間からのフィードバックを受けることで協働のスキルを高めます。

(3)「探究的な学びの深化」は、専門家との連携として、オンラインで専門家とつながり、探究学習を支援する機会を提供します。

(4)「遠隔学習の強化」は、オンラインプログラムの充実として、遠隔地の児童・生徒や特別支援が必要な児童・生徒向けに、オンラインでの授業や交流活動を充実させます。技術サポートとして、ICT支援員を配置し、遠隔学習を行うための技術サポート体制を整え、トラブルシューティングやサポートが迅速に行えるようにします。

(5)「プログラミング的思考の育成」は、プログラミングツールの活用として、論理的思考を育むためのアクティビティを学習用タブレット端末上で実施します。

(6)「情報モラルの教育」は、情報モラル教育のカリキュラムとして、情報モラル教育のコンテンツを提供し、ネットリテラシーやセキュリティについて学ぶプログラムを整備します。シミュレーションの実施として、情報モラルに関するシミュレーションやクイズを学習用タブレット端末で実施し、実際のリスクに対

する理解を深めます。

(7)「デジタルならではの学びの推進」は、デジタル教材の充実として、音声や動画コンテンツを活用したデジタル教材を整備し、特に外国語教育や科学実験の仮想体験など、多様な学びを提供します。

以上で説明を終わります。

大井教育長
日野委員

これより質疑に入ります。何かご質問はございますでしょうか。

現在、私は教育支援室いぶきで勤務していますが、いぶきに通う人数が増えている中で、在席校とつながりを持つためには、情報機器を活用した遠隔学習は大事なことと思ひ、各学校と同時に教育支援室いぶきのような場所にもネットワークが通じて、なおかつICT支援員や機器の活用に向けた教員に限られる中では、研修が充実すれば良いと思ひます。教育支援室への関わりについて、計画には含まれているのでしょうか。

学校教育課長
日野委員

教育支援室に係る研修につきましては、教育指導課とも連携しながら、実施について検討します。

テレビ等では読書の紙離れが進み、電子媒体での読書が主流になりつつあるという風潮の中で、「デジタルならではの学びの推進」の中に読書に関することも含まれているのか。

教育指導課長

特段、デジタルの中で読書計画と関連づけているものはございません。ただ、子どもが自分で検索したり、探究的な学びを進める中で、デジタルコンテンツの中の小説や物語に当たるということはあります。

学校教育課長

学校での取組というところで、ビブリオバトルのようなものを実施したり、三小では図書室の廊下の掲示板に本の紹介を行って行っていましたので、読書活動の推進について、デジタルとは別の側面で協調しながら進めていく考えはあります。

村上委員

個別最適な学びの推進ということで、データ分析を強化し、一人一人にあったものにしていくということで、より個人的な使い方になると思ひ、セキュリティが非常に大事になると思ひます。個人情報漏れないようにするためにはどうしたらよいのか、端末の家庭への持ち帰りを増やしていくのであれば、子どもたち自身も情報リテラシー等についてしっかり学ばないといけないと思ひます。

もう一つ、協働的な学びの促進で、共有ソフトを使っていくということですが、今まで先生方はそれぞれ自分にあったソフトを利用されていたのかなと思ひ、使い慣れたものから、そうでないものに変えていく

ことになりますので、それに対する先生方の抵抗はないのか。また、ソフトを選ぶにあたって、何が最適な
のかをどのように決めていくのかが気になるところです。

学校教育課長

まず、セキュリティに関することですが、業者とも連携するところがございまして、協議、検討を進め
てまいります。また、校務系と学習系の統合について国が示しており、町も目指すところで、それに関する
セキュリティをどのように構築していくのか、先進自治体の情報を取り入れながら進めていきたいと思いま
す。また、子どもたちへの情報教育ですが、教育指導課と連携し、これまで以上のものができるのか考えな
がら取り組んでいきたいと思えます。学習支援ソフトの導入というところで、今までなかった中で、先生方
が試行錯誤しながら取り組んでいただいているところで、その活用は引き続き行っていただくのですが、よ
り簡単にできるように学習支援ソフトが導入できるのであれば、そちらにシフトしたいと考えております。
ソフトを選ぶにあたっては、学校の要望も聞きながら、財政面も考慮する必要もありますので、総合的に勘
案しながら決めていきますが、現在、各校のICT推進委員の意見を聞いているところです。

関谷委員

先だって、三小の研究発表会を見させていただき、ここ5年、コロナ禍以降急速にデジタル化が進み、世
の中も、学校の学習でもペーパーレス化が進んできたのですが、授業を見ると、子どもたちがタブレットを
使いこなしている状況が見て取れました。その中で、特に良いと思ったのは、タブレットを共有して、グル
ープで意見交換をされていて、情報機器というのは個になりがちで、人間関係が薄らいでしまうのではないか
という心配があったのですが、あのような形での使用が見られて良かったと思えました。学校でも世の中
でも情報機器が発達して生活の中にどんどん入って来る。研究発表会で講師の方が、向こう3年くらいで、も
っと進歩するだろう、大学での授業ではノートに手で書くことがなくなっている、答えも全てオンライ
ンで行ったり、聞くところによると卒業論文も全部メールで送信したりといった時代になっているようです。
そのように変わってきている中で、SNSの正しい使い方ですが、闇バイト等、若い人達が犯罪に巻き込ま
れている状況を見ると、若い時から危機感を持たせるような教育も必要ではないか、そのような感想を持ち
ました。

先ほど、読書のデジタル化が学びの推進になるかということなのですが、デジタル化の一方で、手書きの

良さというのが見直されて、どの小学校もノート学習に力を入れたり、あるいは廊下に掲示されている習字、そういったものにも目を向けたりして、日本古来の手で書くことについても、忘れられずに行われているという感想を持ちました。

大井教育長

ご意見ありがとうございました。

ほかにご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第3号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第4号、第四次瑞穂町子ども読書活動推進計画についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第4号については、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、第四次瑞穂町子ども読書活動推進計画を策定する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、図書館長が説明いたします。

図書館長

ご説明いたします。はじめに、今回の計画は、第三次の計画期間が令和7年3月末で終了するため、令和6年度に第四次計画の策定を進めてまいりました。計画策定段階では、各小・中学校の児童・生徒に対するアンケート、各学校へのアンケート、読書活動に関わる町内各団体等への調査を行いました。また、図書館

協議会においても、意見をいただきながら、策定作業を進め、パブリックコメントを経て、今回の議案提出に至りました。

概要版を使用して説明いたします。1、第四次瑞穂町子ども読書活動推進計画策定ですが、子どもの読書活動は、ことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていくうえで欠くことのできないものです。子どもの読書環境を地域全体で整備し、読書活動を推進する土壌をさらに高めるため、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国及び都の計画を基本とし、瑞穂町の実情を踏まえた計画を策定いたします。

2、計画の期間ですが、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。

3、計画の目標ですが、大きく3つの目標が定められています。(1)子どもの読書環境の整備・充実ですが、0歳から18歳までの子どもの読書活動を推進し、より多くの子どもたちが自発的に本を手にし、読書に親しむことができるように、また、子どもの発育段階によって、人間形成に必要な本に 出会えるように、様々な場所において子どもの読書環境のさらなる整備・充実を目指します。

(2)子ども読書活動に関する理解の促進では、「子どもの読書」が、子どもの知的な発達・興味・関心等への影響が大きいものとして、保護者や教員など子どもを取り巻く大人の理解と関心を深めるために関係機関と連携し、普及・啓発事業を積極的に行っていきます。

(3)家庭・学校・地域の連携では、図書館を中心に、学校・保育園・幼稚園などの関係機関をはじめ、行政の関係部局と連携し、読書ボランティアなどの地域住民や保護者が相互協力できる体制を整備し、地域社会全体の取組として子どもの読書活動を推進していきます。

裏面をご覧ください。(4)瑞穂町における子ども読書活動推進の主な取組ですが、家庭・地域の取組、学校の取組、図書館の取組に分かれています。家庭・地域の主な取組では、乳幼児期の子どもたちへの絵本・紙芝居の読み聞かせ等の推進、家庭内での読書環境の整備等、記載のとおりです。学校の主な取組では、児童・生徒の成長・発達と興味に応じた蔵書の充実と、学校の特性を生かした活動の推進等、記載のとおりです。図書館の取組では、子どもの興味や特性・発達段階に合わせた選書と蔵書の充実、「おはなしの会」の充

実、企画展示や良書案内の充実等、記載のとおりです。

最後に、新規・重点事項ですが、誰もが読書を楽しめる環境の整備と、特性に応じた資料の収集・貸出、子どもの視点を取り入れた事業の推進、図書館を使った調べる学習コンクール（地域コンクール）の継続と充実、デジタルアーカイブの活用となっています。子どもの視点を取り入れた事業の推進では、企画やイベントなどへの児童・生徒の意見の取入れや、大人と一緒に事業の進行に関われるような取組について考えていきたいと思えます。

なお、瑞穂町における子ども読書活動推進の取組については、計画（案）の9ページから13ページにかけて記載されています。また、計画（案）の15ページから18ページにかけて取組内容の一覧が掲載されています。20ページから33ページは、関係機関に対して実施したアンケートの調査結果となっています。34ページ以降は、小・中学生を対象に実施した子どもの読書活動調査の結果となっています。小学生への本を読むことは好きですかという質問に対しては、「好き」または「どちらかというが好き」を合わせて約78%の子どもが答えています。前回、令和元年度の第三次計画の策定時より、若干低くなっています。また、中学生では、小学生と比べ全体的に読書離れが進んでいる傾向となっています。

37ページをご覧ください。町の図書館・地域図書室へ行きますかという質問に対しては、「よく行く」「ときどき行く」と回答した児童・生徒の割合が増えています。リニューアルした図書館を中心に、行きたくなくなるような図書館として、子どもたちにも認識されているものと考えております。

最後になりますが、付属資料として、パブリックコメントでいただきましたご意見と、それに対する回答をつけております。こちらにつきましては、後程ご覧いただければと思います。

大井教育長
日野委員

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑がありましたら、お願いいたします。

34ページの子どもの読書活動調査の結果を見ると、本を読むことが好きという子どもたちがたくさんいるということで、普段の学校や町の取組が成果を出しているのかなと思う一方で、36ページの家ではどのくらい本を読みますかというところで、結構な割合を占めている感じがします。学校での読書活動が、家庭に繋がっていないという現状がもしかしたらあるのではないかと思います。私が二十代の頃、武蔵野市の小

学校に勤務していたときに、読書の動機づけ指導というのを3年生に一律に行って、各教室に30冊ほど置き、それをみんなで読むということを行っていました。インターネットを見ると、3年生は不読率が一桁台なのが、学年が上がるごとに増えていくような状況で、家庭にも繋がっていくような読書動機づけ指導というのが大事なのかなと思います。町にすばらしい図書館ができて、図書館司書もすばらしい方がたくさんいて、日常的に読み聞かせの場面をつくっていますが、それが家庭にも繋がっていき、不読率が下がっていけば良いと思いました。

図書館長

アンケートをご覧いただくと、読書が好きという回答が多い反面、家庭で本を読むことが少ない状況です。図書館といたしましても、読書の啓発や周知について進めていきたいと考えております。図書館に来られる方も、親子で来られる場合が増えてきていると感じますので、子どもだけでなく、保護者の方々にも本に接する機会を推進し、それをご家庭に持ち帰っていただければと思います。

村上委員

子どもの読書活動は非常に大事だと思います。先程、GIGAスクールでタブレットを活用して学習していくということで、どこが子どもの学びの中心になるのかということ、見ること、聞くことが中心になりがちだと思いますが、子どもが成長していくうえでは、五感を育てていかなければ、体感をとおして学ぶこともあると思うと、読み聞かせであったり、図書館に出かけて行って、本に触って、本の匂いを嗅いで、その中でいろいろなものを読んでいくというようなことが、子どもが成長するうえで、非常に大事なことかと思えます。日頃から、読書活動に協力しているつもりですが、先日も紙芝居の先生を読んで、ボランティアセンターで講座を開いたときに、教育委員会が、子どもたちにとって良いだろうからと学校に通知していただいたりと、そのような協力体制ができていると思います。新規事業の中で、子どもの視点を取り入れた事業の推進というのがありますが、これはとても大事なことだと思います。自分で課題を見つけて、それに組み込んでいくことが教育に求められているわけですから、自分たちがどのようにやれば良いのかを考えて、大人と一緒に組み込んでいくという経験をとおして学ぶことは非常に大きい。これが新規事業に入ってきたので、期待しております。どのように進めていくのか、予定で構いませんので教えていただければと思います。

図書館長

最近ではデジタルが普及している状況で、タブレット等で図書を見ることは可能ですが、やはり手に取っ

て活字を見ることも重要と思いますので、図書館の存在は今後も重要であると考えています。新規事業で、子どもの視点を取り入れた事業の推進ということで、計画に載せていますが、最近、子どもの基本法なども制定されておまして、子どもが中心になっているということもございます。今後、図書館の事業を行うにあたりまして、これまでは大人が考えて企画、イベントを行っていましたが、ボランティアで小・中学生の方もいますので、お子さんたちの意見も聞きながら、子どもの視点からどのようなイベントを行ったら、より多くの子どもたちに興味を持っていただけるのか、また、計画段階にとどまらず、当日のイベントの運営にも携わっていただけたら、大人も子どもも興味があるイベントを作っていけるのではないかと考えていますので、どのような事業を行っていくのかは、これから研究しながら、皆さんと考えていかなければいけないところですが、計画期間の間では優先的に推進していきたいと思います。

村上委員

ボランティア団体の中にも、小・中学生が入ってきて、一緒に活動しているところもあります。ただ、今までそういう機会がなかった子どもたちにも来てもらいたいということであれば、各学校に図書担当の先生もいらっしゃると思いますので、そういうところからも、ぜひ新しい事業として子ども中心にした催しを考えているということを伝えていただいて、図書館だけで考えるのではなくて、学校も巻き込んで、広く子どもたちの意見を取り込んでほしいと思います。

図書館長

学校との連携は大変重要だと思っておりますし、学校図書館司書とも情報交換をする場がありますので、取組について周知していきながら、どのようなことができるのか研究してまいりたいと思います。

日野委員

先ほど、武蔵野市の話をしたときに、読書の動機づけ指導に保護者の方も呼んで、一緒にやるという話もあって、教室に本を30冊置くという中で、環境がものすごく大事という中で、瑞穂町の図書館が、読みたくなる環境になっていると思います。各小・中学校の図書館を見ても、司書の方がいろいろと工夫して、そこに行けば読書したくなる環境になっていて、それが学級というところになると、6年生で歴史の授業をしているときに、担任の教諭が個人で持っている漫画の日本の歴史の本など、おすすめコーナーを作っているクラスもあって、そういう環境を作るということがすごく大事だと思います。一方で、各家庭で読書をする環境、子ども用の本がどのくらい置いてあって、時間を取って読んでいるのか。学校と家庭でお互い

に読書の環境づくりを推進し、図書館のイベント等も数多く行っていただくと、読書率が下がっている中、本を読む機会が増えると思います。

図書館長
大井教育長

読書の環境づくりはとても重要なことですので、計画の段階でいろいろと考えていきたいと思います。ほかにご意見等ございますか。ほかにご意見等ないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第4号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第4号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第4号は原案どおり可決されました。

続いて、日程第6、報告事項1、臨時代理の報告について（令和6年度一般会計補正予算（第11号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）を議題といたします。

教育部長より説明を求めます。

教育部長

報告事項1については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。令和6年度一般会計補正予算（第11号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨、同意したものです。

なお、本補正予算は令和7年1月17日に専決処分されています。

詳細について、ご説明します。歳出の1件だけでございます。一小給水管布設替工事は、管理棟、保健室、

校庭水道の系統の漏水が判明したため、新しく給水管を敷設する工事をする必要があるので新規に計上いたしました。

以上で説明を終わります。

大井教育長
村上委員

説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

漏水に伴うものということで、施設が古くなっていることが原因と思いますが、ほかの学校は問題ないのでしょうか。

学校教育課長

各学校では用務員が水道メーターの数値を定期的に確認しており、漏水が発生していないか確認をしている中で、一小で漏水が確認されました。ほかの学校については、今のところ、漏水は確認されていない状況です。

大井教育長

ほかにご質問もごありますか。ないようですので、委員には、さようご了承願います。

続きまして、日程第7、議案第5号、令和6年度一般会計補正予算（第12号）の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第5号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年度一般会計補正予算（第12号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。年度末の補正予算は、契約実績、事業実績や事業完了に伴う減額補正が多くあります。契約差金及び事業費確定等に伴う減額補正につきましては省略させていただき、歳入、歳出ともに主な項目についてのみ説明させていただきます。

詳細をご説明いたします。議案書を1枚おめくりください。

まず、歳入です。ナンバー1、スカイホール使用料は、使用実績に伴う減額です。

ナンバー2、要保護児童生徒就学援助費補助金は、令和5年度の支給漏れ分が支給対象となること及び実績に伴う増額です。

ナンバー4と6の防音事業関連維持費補助金は、小・中学校の空調設備に係る電気代等の補助金で、電気料金単価が下落したことにより歳出も減となることから減額するものです。

ナンバー 10、公立学校給食費負担軽減事業補助金は、補助金対象外となる就学援助費対象者が当初見込みより少ないため、その分補助対象者が増えることから増額するものです。

2ページをご覧ください。ナンバー 11と13、インクルーシブ教員支援員配置補助金、学校会計年度任用職員報酬等交付金は、期末勤勉手当及び社会保険料を新たに見込んだことに伴う増額です。

ナンバー 14と15、自動販売機販売手数料及び自動販売機等電気使用料は、町営グラウンドに設置してある自動販売機について、設置事業者からの申し出により撤去したことから減額するものです。

ナンバー 17、区域外就学者給食費就学援助費は、他の自治体から瑞穂町へ区域外就学中の児童・生徒の給食費について、当該児童・生徒が他の自治体において就学援助費の対象となっていることから、その分を町として歳入するものです。

3ページをご覧ください。次に歳出です。ナンバー 1、学校給食費無償化に伴う負担金は、補助対象外となる就学援助費等対象者が当初見込みより少なくなることから増額するものです。

ナンバー 6、地域学校協働本部等謝礼は、スクールガードリーダーの配置がない第四小学校分を減額するものです。

4ページをご覧ください。ナンバー 18、ひとり親家庭学校給食費補助金は、給食費無償化に伴う制度廃止による減額です。

5ページをご覧ください。ナンバー 26から30、第一小学校から第五小学校までの光熱水費は、電気料金単価の下落による減額です。

7ページをご覧ください。ナンバー 43、一小給水管布設替工事は、入札不調に伴い再積算したことにより増額するものです。

ナンバー 49、50、瑞穂中学校と第二中学校の光熱水費は、小学校同様に電気料金単価の下落による減額です。

9ページをご覧ください。ナンバー 67、瑞穂町地域個体群生物剥製委託料は、町に生息していた、地域個体群生物であるキツネを剥製にするために新規計上するものです。

10ページをご覧ください。ナンバー72、競技場及びジュンサイ池公園整備作業等委託料は、倒木の危険性がある樹木を伐採するために増額するものです。

11ページをご覧ください。ナンバー81、体育施設の光熱水費は、照明のLED化に伴う電気使用料を減額するものです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員 歳出について質問します。教育振興費が実績による減額ということですが、内容について教えてください。

教育指導課長 説明します。これは、部活動に必要な遠征費、交通費になります。上位大会への進出を見越して予算を計上したもののについて、実績により補正するものです。

村上委員 中学校の部活動については、先生方の負担が大きくて、指導員を頼んだりしていると思うのですが、勉強だけではないところで、さまざまな部活動を通して活躍する子どもたちがいる中で、上位大会だけでなく、普段の活動に対しても支援ができないのかなと思いました。

教育指導課長 生徒のニーズに応じた活動の場所を確保することも重要であると考えております。今年度、地域移行、地域連携を通じた部活動としましては、体育協会に協力依頼をかけた上で、合計30団体から回答がありまして、その内11団体が部活動に何らかの協力ができるとの回答をいただいております。生徒のニーズにどのくらい結びつくのか分からないところもありますが、調整を図っているところです。

村上委員 コロナ禍以降、消極的になっている子どもが多くなったと感じています。地域と繋がることも大事ですし、体験を通して学ぶことの大切さについて、あらためて先生方からもお話していただきたいなと思います。

関谷委員 今の話に関連するのですが、先程、体育協会に依頼をし、30団体の内の11団体から協力できるという返事があったということですが、先だって、生涯学習団体の代表あてに教育指導課でアンケートを行い、指導・教育ができるか否か、地域団体で中学生を引き受けることができるか、そういった内容でした。これを読んだ人が戸惑っているのは、スポーツ庁で、今年まででしょうか、3年間の中で地域移行を進めるようにというのがあって、それでは瑞穂町では、これまでの部活動の外部指導者を求めていく方向なのか、地域の

団体に中学生を引き受けて欲しいという方向なのか、戸惑いがあります。近在の小学校で、4年生の子の保護者が、「あなたのお子さんは中学校に行っても部活動はありませんから、地域の団体に今からでも入った方が良いですよ。」という話をされたということも聞きました。瑞穂町はどの方向に行くのか、疑問に思っている方も多いと思われます。

教育指導課長 直に地域移行に進めることは難しいと思います。団体、業者等との契約等、難しい問題があります。令和4年度に、教育指導課から全校の保護者、地域の方に発出したチラシには、外部指導、部活指導補助員の拡充を図りますとし、これからも指導を続けたいという意欲を持った教員についても大切にしながら進めるところで、そのうえで地域移行について模索していくというスタンスです。

村上委員 一方で、ナンバー68の放課後子ども教室事業謝礼について、実施回数及び参加人数の増による増額ということで、子どもたちにとって有意義な活動になっているのだらうと思いますが、内容について教えて頂きたい。

社会教育課長 今年、想定した回数、300回を目標にしていたのですが、コロナ禍以降、なかなか達成できなかったのですが、コーディネーターの方や学校のご理解もありまして、3月までに300回を超えそうな状況のため、増額させていただくということです。

大井教育長 ほかにございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第5号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長 討論なしと認めます。
それでは、お諮りします。議案第5号を原案どおり決定することに、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第6号、令和7年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第6号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和7年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

議案書を1枚、おめくりください。はじめに、令和7年度瑞穂町一般会計予算の概要です。上の表に記載のとおり、令和7年度瑞穂町一般会計予算は、総額171億2,300万円で、令和6年度に比べ、12億5,400万円、7.9%の増となりました。このうち、教育費は、26億334万8千円で、令和6年度に比べ7億3,642万2千円、39.5%の増となりました。増の主な要因としては、第二中学校を除く小・中学校の体育館空調設備設置工事の施工を始めとして、瑞穂中学校トイレ改修工事など、小・中学校施設において多くの改修工事を予定していること、より快適な競技場とするためにビューパーク競技場の借地部分の購入及び改修に伴う設計委託料の計上によるものです。

下の表をご覧ください。教育費を工事関連事業費とその他の事業費に分け、令和7年度と令和6年度を比較しました。工事関連事業費は、令和7年度は8億7,303万8千円、率にして299.1%の増となりました。増の主な要因としては、先ほど申し上げた、学校施設の工事・修繕等の他に、ビューパーク競技場の用地取得及び改修のための設計委託を予定していることによるものです。

次に、その他の事業費は、17億3,031万円、5.0%の増となりました。

おめくりいただき2ページをご覧ください。教育費の区分ごとの内訳です。令和7年度と令和6年度の予算額を比較したものです。

3ページをご覧ください。このページから教育部の組織ごとの重点事業の一覧です。学校教育課は、新規・重点事業が3、重点事業が8、合計11事業です。新規重点事業として、ナンバー5、学校施設整備事業で

すが、小学校全校及び瑞穂中学校において体育館空調設備設置工事をするとともに、長寿命化計画に即した改修を実施します。ICT関係の重点事業として、ナンバー1、ナンバー6、GIGAスクール構想を推進するために、児童・生徒用の学習用タブレットを令和8年3月に更新する計画です。引き続きICT教育を推進していきます。

また、令和6年度に引き続き、学校給食費の無償化を行い保護者の負担軽減を図ります。

4ページをご覧ください。教育指導課所管分です。新規事業はなく、重点事業のみの11事業です。

ナンバー2、特別支援教育の充実では、令和7年度から小学校にも教育支援補助員を各校1名配置します。

ナンバー3、学力向上事業では、放課後学習「学びのテーマパーク」、英語指導助手派遣委託、学力調査、英語検定料補助金等の学力向上施策を推進していきます。

ナンバー5、教員の働き方改革の推進は、教員が教員でなければできないことに注力できる体制を整え、教員のウェルビーイングの向上を図るため、スクールサポートスタッフや部活動支援員を配置します。

5ページをご覧ください。社会教育課所管分です。新規・重点事業1事業、重点事業17事業、合計18事業です。新規・重点事業として、ナンバー10、ビューパーク競技場改修事業は、令和7年度は用地取得及び改修工事設計委託をする計画で、より快適な競技場をめざします。

また、1行上のナンバー9、ビューパークの維持管理では、スカイホールのエレベーター及び音響調整卓の更新を行い、施設の適切な維持管理を進めていきます。スポーツ関係では、スポーツフェスティバルの開催やスポーツ推進委員と連携し各種事業を開催するとともに、体育施設を適切に維持できるよう各種業務委託を行います。

6ページをご覧ください。図書館所管分です。新規事業はなく、重点事業のみの合計14事業です。

ナンバー1、図書館事業の充実は、小学生から大人まで幅広い世代に対する学習機会の提供として、調べる学習コンクールを開催します。

また、ボランティア団体「図書館ファンクラブ」等との共催によるイベント開催など図書館事業の充実を図ります。

ナンバー 2、こちらは先ほど可決されました、第四次子ども読書活動推進計画の推進です。令和 7 年度はスタートとなる年度で、計画に基づき進めていきます。

ナンバー 3、指定文化財保存、管理は、文化財説明看板設置工事を行い、適切な保存及び管理を進めていきます。

以上が令和 7 年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る主な部分の説明ですが、令和 7 年度瑞穂町一般会計予算書については、後ほどお目通しいただきたいと思えます。

なお、パソコン端末上での視認性を高め、ペーパーレス化の取り組みを進めるために、令和 7 年度当初予算から予算書のレイアウトを、現行の A 4 縦長から A 4 横長に変更されました。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

関谷委員

ビューパーク競技場が、一部借地だったのが今回取得するというので、経緯がお話しできる内容であれば、説明願います。

社会教育課長

令和 5 年 10 月頃に、用地を賃借している地主の方が亡くなり、相続が発生することから町で買い取ってもらえないかご家族の方から町に相談がありました。理事者とも協議をしまして、防衛省の補助金を活用して土地を購入することとなりました。現在は、土地開発公社が先行取得しておりまして、これを来年度、町が買い戻すため、予算計上したものです。

村上委員

教育指導費が 6.4% の増となっておりますが、主な理由を教えてください。

学校教育課長

教育指導費については学校教育課と教育指導課が所管していますが、学校教育課関連では、校務支援システムや学校図書館システムの更新、G I G A 端末の年度更新、I C T 支援員を予算化しています。

教育部長

教育指導費は教育指導課の内容も含まれており、大きい科目となっております。各事業の予算が少しずつ上がったり、積み重なったりしたということもあります。

大井教育長

ほかにございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。これより議案第 5 号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長 討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第6号を原案どおり決定することに、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり可決されました。以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和7年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時31分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員